

津山圏域クリーンセンター多目的広場について

◆使用時間・休業日

使用時間	4月～9月 8:00～18:00 10月～3月 8:00～17:00
休業日	年未年始（12月29日～1月3日まで） ※施設管理上の都合により、臨時に休業することがあります。

◆施設概要

レストハウス

- ・足湯
- ・休憩室
- ・給湯室
- ・授乳室

みどりの広場

- ・遊具、水遊び場
- ・占用可能エリア



◆ご使用にあたって

（レストハウスに関する事項）

ご自由にご利用ください。飲食は可能です。足湯の使用にあたっては、タオル等は各自でご準備ください。また、以下に掲げる事項を遵守してください。

- ・ごみは各自で持ち帰ること。
- ・ペットを連れて入らないこと。
- ・喫煙は所定の場所で行うこと。

（みどりの広場に関する事項）

ご自由にご利用できますが、占用となっている場合があります。なお、使用にあたっては、次の使用例を参考に芝生を傷つけない内容で、かつ安全な内容としてください。

（使用例）

種目	使用の可否	備考
サッカー	○	ボールの飛来による事故を防ぐため、広場南側で行ってください。
グラウンドゴルフ	○	

種 目	使用の可否	備 考
ゴルフ	×	安全に楽しめる十分な広さが確保できないため。
キャンプ	×	火気の使用は厳禁です。
花火・バーベキュー	×	

※火気の使用は厳禁ですが、飲食は可能です。

※広場の北側には遊具や水遊び場があるため、球技等の行為は、広場の南側を使用して行ってください。

◆占用について

みどりの広場は、下記の要領で占用することが可能となっています。

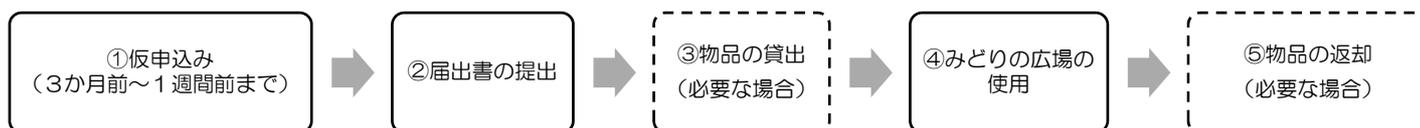
【占用者の資格】

占用は、次の全ての要件に該当し、占用をする必要があると認められる行事や催事を開催する団体を対象とします。

①	津山市、苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町、同郡奈義町及び久米郡美咲町（以下「構成市町」といいます。）内に居住し、通勤し、又は通学している方
②	使用責任者が構成市町に居住し、通勤し、又は通学している方
③	使用する方の人数が概ね10人以上の団体
④	① から③以外のほか、管理者が特に必要と認めるもの

【占用手続きの流れ】

※申込みの受付は先着順とさせていただきます。



※手続きについて詳しくは「みどりの広場占用の手続きフローチャート」をご覧ください。

◆貸出物品について

みどりの広場を占用する場合のみ、次の物品の借用ができます。

- ・グラウンドゴルフセット 2組
- ・組立テント 2張
- ・簡易テント 1張
- ・長机 6台
- ・パイプ椅子 20脚

【お問い合わせ先】

津山市領家 1446 津山圏域資源循環施設組合

TEL : (0868) 57-2221

FAX : (0868) 57-2223

〈執務時間〉 8:30～17:15

(月曜日から金曜日、祝日・年末年始は除く。)